

石巻市職員の人事行政などのあらまし

令和4年度における市職員の任免、勤務、処分、給与などの人事行政の運営などの状況を、市民の皆さんに広く知っていただくため、そのあらましをお知らせします。

☎ 人事課(内線4066)

1 職員の任免に関する状況

(1)採用者の状況(一般職)

ア 一般行政職	26人(行政20人、社会福祉士1人、歯科衛生士1人、保育士4人)
イ 一般行政職(任期付)	7人(行政1人、保育士5人、学芸員1人)
ウ 一般行政職(再任用)	28人(行政20人、土木5人、保育士2人、学芸員1人)
エ 労務職(再任用)	6人
オ 医療職	5人(看護師3人、診療放射線技師1人、社会福祉士1人)
カ 医療職(再任用)	1人(診療放射線技師1人)
キ 教育職	10人(市立高等学校教諭5人、指導主事3人、社会教育主事2人)
ク 教育職(再任用)	1人(幼稚園教諭1人)

(2)職員の退職に関する状況(令和4年度 一般職)

定年退職	勸奨退職	普通退職	任期満了	分限免職	懲戒免職	死亡退職	合計
33人	8人	54人	43人	0人	0人	1人	139人

(3)昇任制度の概要と実施状況

職員の昇任については、選考を行っており勤務成績が良好であることが必要です。

部長級	次長級	課長級	課長補佐級	係長級	主任主事級	主任労務級	合計
12人	16人	19人	42人	14人	55人	5人	163人

(4)障害者の任用状況

(令和4年6月1日現在任用されている身体に障害のある職員の状況)

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員の数	職員のうち障害のある職員数		
	普通障害者数	特別障害者数	合計
2,105人	27.5人	29人	56.5人

2 職員の人事評価の状況

昇任や人事管理の基礎とするため、能力・実績に基づく人事評価制度を実施しています。一般職員を対象に、業績評価・能力評価を行っています。本人参画型の評価制度とするため、評価者の評価前に職員が自己申告を行っています。

人事評価制度は、成果(業務目標の達成度)や顕在化した能力を期間ごと(業績評価:半年、能力評価:1年)に評価することで、職員が自身の強み・弱みを客観的に把握し、主体的な職務遂行の実現や自己啓発の促進が図られるようになるなど、人材育成と組織体制の強化から行政サービスの向上につなげるマネジメントツールの1つとして活用されています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国および他の地方公共団体の職員との均衡を考慮して条例などで定めています。

(1)勤務時間および休憩時間の状況(令和4年4月1日現在)

ア 1週間の勤務時間	38時間45分	イ 開始時刻	午前8時30分
ウ 終了時刻	午後5時	エ 休憩時間	正午～午後0時45分

(2)年次有給休暇の取得状況

区分	平均取得日数
市長の事務部局	11日3時間52分
教育委員会の事務部局	13日 27分
その他	11日6時間58分
平均	11日5時間34分

(3)時間外勤務および休日勤務の状況

時間外・休日勤務総時間数	260,351時間
職員1人当たり時間外・休日勤務時間数	193.28時間

(4)病気休暇 職員が疾病にかかり、または負傷を受け、そのための療養をするときは、休暇を取得することができます。

(5)特別休暇 結婚、出産、子の看護など一定の要件に該当するときは、特別休暇を取得することができます。

(6)育児休業等取得の状況(令和4年度に取得した者。()内は、当該年度中に新たに取得した者。)

育児休業取得者	部分休業取得者	育児短時間勤務取得者
68人(30人)	50人(20人)	0人(0人)

4 職員の分限および懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

分限処分とは、勤務実績不良、心身の故障、その職に必要な適格性を欠く場合などにおいて、公務能率の維持および適正な行政運営の確保を図るために行われる処分です。

ア 降任 0人 イ 免職 0人 ウ 休職 14人 エ 降給 0人

(2)懲戒処分の状況

懲戒処分とは、法令違反や職務上の義務違反、全体の奉仕者としてふさわしくない非行など、一定の義務違反を行った職員に対して、公務の規律と秩序維持を目的として行われる処分です。

ア 戒告 2人 イ 減給 1人 ウ 停職 0人 エ 免職 0人

5 職員の退職管理の状況

(1)退職管理の概要

地方公務員法第38条の2の規定により、職員が離職後、営利企業などの地位に就いた場合、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関などの組織に対し、営利企業などとの間で締結される売買、賃貸、請負などの契約などに関する事務であって、離職前5年間の職務に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、またはしないように要求・依頼してはならないとされています。

また、職員は再就職者による依頼などがあつた場合、公平委員会に届け出なければならないとされています。

市では適正な退職管理のため、石巻市職員の退職管理に関する規則を定め職務の公平な執行および住民の信頼確保に努めています。

(2)承認申請書および再就職者による依頼などの届出件数

ア 地方公務員法第38条の2第6項第6号の規定による承認申請書の届出件数	0件
イ 地方公務員法第38条の2第7項の規定による再就職者による依頼などの届出件数	0件

6 職員の福祉および利益の保護の状況

(1)職員の健康診断の状況 定期健康診断、人間ドック、各種がん検診などを実施しています。

(2)公務災害補償の状況 地方公務員災害補償基金宮城県支部に加入
発生3件 認定3件(うち公務災害3件)

7 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(令和4年度普通会計決算)

住民基本台帳人口(令和3年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)令和3年度の人件費率
137,868人	119,002,426千円	2,977,925千円	11,390,444千円	9.6%	7.4%

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

(2)職員給与費の状況(令和4年度普通会計決算)

職員数 A	給与費				1人当たりの給与費 B/A
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
1,330人	4,894,080千円	1,076,528千円	1,879,031千円	7,849,639千円	5,902千円

※職職員手当には、退職手当組合負担金は含まれません。

(3)職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区分	石巻市	宮城県	国	
一般行政職	大学卒	182,200円	189,600円	182,200円
	短大卒	163,100円	169,800円	163,100円
	高校卒	150,600円	155,700円	150,600円

(4)一般行政職の級別職員数の状況(令和4年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	合計
主な職名	主事	主事	主査・主任主事	主幹	課長補佐	課長	次長	部長	
職員数	73人	79人	303人	119人	181人	78人	28人	19人	880人
構成比(下段は1年前)	8.3%	9.0%	34.4%	13.5%	20.6%	8.9%	3.2%	2.1%	100.0%
	9.6%	9.3%	34.5%	13.0%	18.3%	9.7%	3.1%	2.5%	100.0%

※石巻市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

(5)職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
310,707円	395,650円	45.0歳	304,271円	325,089円	54.1歳

(6)職員手当の状況(令和4年度決算状況または令和4年4月1日現在)

区分	1人当たりの平均支給額または支給単価	国の制度との異同	備考
期末・勤勉手当	1,402千円	同	
退職手当	自己都合等 3,066千円 勸奨・定年 20,069千円	同	1人当たりの平均支給額は、令和4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
地域手当	616,846円	同	医師16%、仙台市在勤職員6% 東京都特別区在勤職員20% 市立病院、牡鹿病院を除きます。
特殊勤務手当	310,012円 【手当支給職員数割合6.5%】	異(手当種類19種)	市立病院、牡鹿病院を除きます。
扶養手当	配偶者6,500円、子10,000円、配偶者以外の親族6,500円	同	※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算
住居手当	・月額27,000円以下の家賃の場合 家賃月額から16,000円を控除した額 ・月額27,000円を超える家賃の場合 家賃月額から27,000円を控除した額の2分の1(限度額17,000円)に11,000円を加算した額	同	
通勤手当	・交通機関等利用者 最高支給限度額 55,000円 ・交通用具利用者(片道2km以上) 2,000円～31,600円	同	
時間外勤務手当	522千円	同	市立病院、牡鹿病院を除きます。

(7)特別職の報酬などの状況(令和4年度)

区分	給料月額等		
給料	市長 1,000,000円	副市長 811,000円	教育長 705,000円
議員報酬	議長 545,000円	副議長 481,000円	議員 444,000円
期末手当	市長・副市長 (支給割合) 年間 3.30月	加算措置 有	
	議長・副議長・議員 (支給割合) 年間 3.30月	加算措置 有	
退職手当	市長 (算定方式) (支給時期)	副市長 (算定方式) (支給時期)	
	100分の44×在職月数 任期毎に支給	100分の26×在職月数 任期毎に支給	

(8)職員定数および職員数(令和4年4月1日現在)

区分	定数	職員数
市長の事務部局(病院局を除く)の職員	1,600人	1,168人
病院局の職員	250人	245人
議会の事務局の職員	12人	11人
選挙管理委員会の事務局の職員	7人	6人
監査委員の事務局の職員	7人	6人
農業委員会の事務局の職員	11人	10人
教育委員会の事務局および教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関の職員	200人	138人
教育委員会の所管に属する学校の職員	165人	92人
合計	2,252人	1,676人

※上記表には、特別職を含みません。また、職員数には、自治法派遣職員(20人)を含みません。